

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第8号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
地域福祉課	<p>【関係法令】 災害弔慰金の支給等に関する法律 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 災害弔慰金の支給等に関する法律施行規則</p> <p>【改正概要】 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、保証人の有無により災害援護資金の貸付利率を設定し、その償還方法に月賦償還を追加するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保証人及び利率について 災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、措置期間経過後は、その利率を年3%以内で条例で定めることとなったことから、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%とすることとするもの。 2 月賦償還の追加 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、償還方法に月賦償還を追加するもの。 <p>【施行期日】 公布の日</p>